

岡山県時短要請協力金(第8期)に係る貼り紙の選択について

飲食店の営業許可をお持ちですか？
※許可が途中で切れていませんか？

いいえ

協力金の
対象外

はい

1 令和4年1月26日以前から営業していますか？
2 令和3年10月以降もお店を開店して、営業をしていますか？
※売上がありますか？仕入れをしていますか？

いいえ

はい(1、2の両方に該当する場合)

岡山県の第三者認証制度の認証を受けていますか？

はい

認証店の通常の営業時間は何時ですか？

次のいずれに該当しますか

通常の営業時間	選択できる要請内容 (認証店)
ア:5~21時を超えている	①:休業 ②:5~21時まで時短 (酒類提供は11~20時まで) ③:5~20時まで時短 (終日酒類提供なし)
イ:5時以降に開店し、20~21時に閉店	④:休業 ⑤:5~20時まで時短 (終日酒類提供なし) 通常どおりの営業時間も選択可能。ただし、酒類提供は11~20時まで (協力金は対象外)
5~20時まで	協力金の対象外 ※通常どおりの営業可 (酒類提供は11~20時まで)

いいえ

認証を受けていないお店の通常の営業時間は何時ですか？

次のいずれに該当しますか

通常の営業時間	選択できる要請内容 (認証店以外)
ウ:5~20時を超えている	⑥:休業 ⑦:5~20時まで時短 (終日酒類提供なし)
5~20時まで	協力金の対象外 ※通常どおりの営業可 (酒類の提供は終日不可)

該当する貼り紙を使用してください

①、④	②	③、⑤	⑥	⑦
貼紙A (認証店用)	<酒類提供あり> 貼紙B (認証店用)	貼紙D (認証店用)	貼紙E	貼紙F
	<元々酒類提供なし> 貼紙C (認証店用)			